

# バランスシートの概要

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

平成 23 年 1 1 月  
遊 佐 町

## 【バランスシートの説明】

バランスシートは、大きく分けて借方（表の左側）と貸方（表の右側）に分かれています。借方は、町の「資産」をあらわし、貸方は「負債」と「純資産（正味資産）」（民間企業の「資本」の部分です。）に分類され、負債と正味資産を加えた金額が資産の金額と符合するようになっています。

## 《資 産》

一会計年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）を越えて町の経営資源として用いられるものをいいます。つまり、単年度で消費されてしまう役務サービスや消耗品等は資産としては除外した上で、預金や基金、未収金、貸付金といった現金や債権のほか、道路や学校などのように今後の町の行政運営を行っていく際の資源が金額に換算されて計上されています。

このうち、有形固定資産は主に道路や学校公民館などの固定資産のことをいいますが、建設(取得)時の価格で積算し、土地以外については一定の基準をもとに減価償却を行った上で計上されています。ただし、町有の有形固定資産すべてが計上されているものではありません。（6 頁に記載の留意点参照）また、売却可能資産については時価評価額が算出可能なものを計上しました。

## 《負 債》

負債は、将来において支払や返済の必要があるものをいいます。固定負債と流動負債に分かれています。一年以内に支払の期限が到来するものを流動負債、それ以外を固定負債としています。つまり、地方債（借金）のうち次年度の元金償還額は流動負債、それ以外は固定負債となります。債務負担行為についても同様に次年度の支出予定額は流動負債、それ以外は固定負債となります。

退職給与引当金は、年度末に職員全員が普通退職したものと仮定した場合の支給額を計上しています。

## 《純資産（正味資産）》

地方公共団体は、営利活動を目的とするものではありませんので、民間企業の「資本」にあたる概念のものはなく、「純資産（正味資産）」という名称を使用しています。

純資産（正味資産）は、借方に計上されている資産のうち、既に町民から支払われた税金や、国や県の補助金を財源として取得している分の金額をいいます。つまり、資産のうち地方債(借金)以外で既に取得している資産の金額です。この場合も資産の部で建物等について減価償却させているのと同様に国や県の補助金も同じ基準で減価償却させています。

## 【バランスシートの分析】

平成 22 年度末の町全体のバランスシートでは、資産合計が 485 億 6,903 万 1 千円、負債合計が 182 億 5,885 万 5 千円、純資産（正味資産）合計が 303 億 1,017 万 6 千円となっています。

これを各会計別の構成比で見ると、普通会計が 60.4%、水道事業会計が 7.6%、簡易水道事業会計が 3.1%、公共下水道事業会計が 23.6%、地域集落排水事業会計が 4.4%、その他国民健康保健会計等で 1.2%となっており、本町の資産等のほぼ 4 割を特別会計等の公営事業会計で占めております。

有形固定資産の内、行政部門別の割合を見ると公共下水道事業に代表される生活・インフラ・国土保全部門が 41.4%、次いで小中学校の建設に伴う教育部門で 25.8%、以下、産業振興部門で 12.6%、水道事業などの環境衛生部門で 11.0%、総務部門（企画費で行っている事業も含みます。）で 7.2%、福祉部門で 1.4%、消防部門 0.6%となっており、遊佐町の資産としては、下水道や道路などの生活・インフラ・国土保全部門の資産が最も多く、学校や社会教育施設などの資産が次に続き、農業集落排水施設や農道・観光施設などの産業振興部門の資産、上水道などの環境衛生部門、鳥海ふれあいの里づくり事業や庁舎等の資産が順に続いています。

各会計毎の内容を表した遊佐町全体のバランスシートを見ると、こうした個別の会計の状況とともに、その全体像が良くわかります。例えば、遊佐町の現金や預金についてみると、基金として保有する資産は、普通会計で 8 億 6,594 万 7 千円、現金や預金(これには、財源調整のための基金や減債のための基金も含まれます。)は、17 億 4,078 万 2 千円となり、合わせて 26 億 672 万 9 千円、全会計合計では 36 億 5,174 万 2 千円の資産がある事がわかります。更に地方債については、23 年度に償

還する分（流動資産に分類されているもの）が 9 億 9,617 万 8 千円、24 年度以降に償還する分（地方債に分類されているもの）が 155 億 775 万 2 千円であり、各会計毎にその金額が示されています。

#### 《昨年との比較》

公営事業会計を含めた遊佐町全体のバランスシートを公表していますので、遊佐町全体のバランスシートで前年分との比較をしてみました。ただし、有形固定資産の算出方法や様式の一部に変更があったことなどにより、H21 の数値は H22 の算出方法に置き換えて変更しているため、昨年公表した数値と差異がありますのでご注意ください。

#### 前年度比較（遊佐町全体）

（単位：百万円）

借 方				貸 方			
項 目	H22	H21	増減	項 目	H22	H21	増減
[資産]				[負債]			
1.公共資産	44,154	44,175	▲21	1.固定負債	17,180	16,966	214
2.投資等	1,234	1,265	▲31	2.流動負債	1,079	1,071	8
3.流動資産	3,181	2,661	520	負債計	18,259	18,037	222
				[純資産]			
				1.純資産	30,310	30,064	246
資産合計	48,569	48,101	468	負債・純資産計	48,569	48,101	468

#### バランスシートの指標の前年度比較（遊佐町全体）

（単位：％）

指 標 項 目	H22	H21	増減
純資産（正味資産）比率	62.4	62.5	▲0.1
社会資本形成の現世代負担比率	68.6	68.1	0.5
社会資本形成の将来世代負担比率	41.4	40.8	0.6
地方債対有形固定資産比率	37.4	38.0	▲0.6

前年と比較すると、資産額が4億6,800万円増加し、負債で2億2,200万円増加しています。また、純資産は2億4,600万円増加しています。これは財政調整のための基金や減債のための基金、観光施設整備のための基金への積立による増が要因と考えられます。普通会計は、小学校やしらい自然館の改築事業、社会資本整備総合交付金事業等により資産形成がなされました。

地方債については、新規発行額を極力押さえながら、繰上償還に努めた結果、普通会計で1億785万2千円の減となりました。公営企業会計でも下水道事業で9,147万1千円の減となるなど、全体で2億4,090万円の減となりました。

### 《住民一人あたりのバランスシート》

住民一人あたりでは次のようになります。

### バランスシートの各種の指標

(平成23年3月31日現在人口 15,874人)

(単位：千円、%)

項目	普通会計	公営事業	H22 合計	H21	増減
一人当たりの資産	1,850	1,210	3,060	2,979	81
一人当たりの負債	592	558	1,150	1,117	33
一人当たりの純資産(正味資産)	1,258	652	1,910	1,862	48
純資産(正味資産)比率	69.6	53.9	62.4	62.5	▲0.1
社会資本形成の現世代負担比率	77.0	57.9	68.6	68.1	0.5
社会資本形成の将来世代負担比率	36.2	48.7	41.4	40.8	0.6
地方債対有形固定資産比率	30.1	47.7	37.4	38.0	▲0.6

(H21の数値は、変更されたH22の算出方法に置き換えているため、昨年公表の数値と差異が生じる。また、普通会計と公営事業との計は、調整部分があるため一致しない場合がある。)

バランスシートの資産、負債及び純資産(正味資産)を平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口で割り込めば、住民一人あたりのバランスシートになります。この表のとおり町全体の資産は、住民一人あたりに換算すると306万円になります。

また、一人あたりの負債は、115万円になっていますが、この中には今後地方交付税によって補填される分があるため、実際の負債額はもっと少ない事になります。さらに一人あたりの純資産（正味資産）は191万円であり、この額は306万円の現在資産を形成するためにこれまで費やした税金や国や県の補助金の合計額ということになります。

#### 《純資産比率（正味資産比率）》

企業会計でいう「自己資本比率」に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であるといわれています。ただし、企業会計上の自己資本は、「社外からの資本及び獲得した利益の内部留保の額」であるのに対し、地方公共団体のバランスシートは「これまでの世代の社会資本形成の負担額」であり、自己資本比率とは意味が違っています。

このため、純資産比率（正味資産比率）が高いことが、そのまま投資余力があるという判断につながらないことに注意が必要です。

$$\text{純資産合計} / \text{負債} \cdot \text{純資産合計} \times 100 = \text{純資産比率} (\%)$$

（高いほど良い）

※前年度との比較：普通会計で高く、公営事業では低く、全体ではわずかに低くなっています。

#### 《社会資本形成の世代間負担比率》

本町がこれまで蓄積してきた資産（有形固定資産）は、町税や国・県支出金、地方債などで形成してきました。このうち、まだ返済が終了していない地方債（借金）などの「負債」（この部分は後世代が負担）で形成されているものと、町税、国・県支出金などの借金以外で形成されているもの、つまり「純資産（正味資産）」（これまでの世代が既に負担した資産）で形成されているものとに分かれて考えることができます。この社会資本形成（有形固定資産）の財源が負債によるのか、純資産（正味資産）によるのか、その依存割合を見ることで世代間負担の指標となります。

$$\text{純資産合計} / \text{有形固定資産合計} \times 100 = \text{社会資本形成の現世代負担比率} (\%)$$

（高いほど良い）

※前年との比較：普通会計で高く、公営事業では低くなっています。

$$\text{負債合計} / \text{有形固定資産合計} \times 100 = \text{社会資本形成の将来世代負担比率} (\%)$$

（低いほど後世代の負担が少ない）

※前年との比較：普通会計で高く、公営事業でも高くなっています。

### 《地方債対有形固定資産比率》

負債の中で地方債残高だけを取り出して、これと有形固定資産との比率を見ることで、将来の世代に負担すべき割合を示す指標として、バランスシートではこれを地方債対有形固定資産比率として用いられています。

本町の場合、この比率は全体で 37.4% となっています。

$$\frac{(\text{地方債} + \text{翌年度償還予定額})}{\text{有形固定資産合計}} \times 100 = \text{地方債対有形固定資産比率}(\%) \quad (\text{低いほど良い})$$

※前年との比較：普通会計で低く、公営事業では同率となっています。

以上のように、いくつかの指標で比較すると全体的には良好な動きを示しているといえます。

### 【有形固定資産についての留意点】

総務省方式改訂モデルにおいては、昭和 44 年度以降の決算統計データを活用して取得原価に基づく有形固定資産の評価を代替的・簡便的に認めることとし、段階的に公正価値による評価に移行することとしています。このため、昭和 43 年度以前に整備された有形固定資産が計上されないこととなり、同様に、県や他の団体への補助金も含まれないため、次の点について留意する必要があります。

- ① 遊佐町では、昭和 43 年度以前に整備された施設として、役場庁舎、地区公民館の一部があります。従って、近年庁舎などの整備を行なった自治体に比較するとそれらの費目の金額、割合が低くなっていくと考えられます。ただし、その後施設の改修や増築等を行なったものについては、その経費が資産として加算されています。
- ② 同じように昭和 43 年以前に整備された道路や合併以前から所有していた町有林等は計上されていません。

(参考：昭和 43 年度末の道路延長；161Km、平成 22 年度末；246Km)

- ③ 県や他団体に対する負担金、補助金が資産として計上されません。
  - ・ 民生費では、福祉施設などの建設費が計上されますが、本町の場合は、直営よりも月光園やゆうすい、老人福祉センターなど社会福祉法人に対する建設費の補助金が多くなっています。この場合資産として計上されないため、直営で整備している団体と比べて、その金

額、割合とも低くなっているものと考えられます。

- ・ 衛生費ではごみ処理やし尿処理を一部事務組合(酒田地区広域行政組合)が行っているため、遊佐町で支出した処理場建設等の負担金は、本町の資産には計上されていません。
- ・ 農林水産業費でも施設整備については、ほとんどが補助金として取り扱っているため、施設整備への補助や土地改良事業の負担、漁港整備のための負担額は、遊佐町全体としての資産価値を高めている訳ですが資産には計上されていません。(県営事業の場合は、県の資産に計上されることになります。)
- ・ 土木費についても同じようなことが言え、県が施工した道路整備事業等の負担額は、資産に計上されていません。

④ 寄附された物件や県から移譲された施設等については資産に計上されていません。

- ・ 土地や建物の寄附に係るものについては、決算統計に数字が掲載されないため、資産には計上されていません。
- ・ 県から移譲を受けた湛水防除施設などの資産についても同様の理由で計上されません。

⑤ 国民健康保険特別会計の資産については、計上していません。

かつて本町で設置されていた診療所については、昭和43年以前に整備されたものであり、現在は診療所そのものがないため国民健康保険特別会計の資産に計上していません。

このように、最終的には資産形成のために行なった支出であっても、これは相手方の資産となるため今回のバランスシートには計上されないこととなります。

特に他市町村や類似団体とのバランスシートの比較を行なう場合は、一部事務組合の加入状況や直営施設の状況等を勘案しながら比較検討を行なう必要があります。

県内他町村や全国の類似団体からバランスシートが公表されておりますので、他の町村と比較検討などを行い、今後の財政運営の参考にしていきたいと考えております。